

平成 25 年 3 月 8 日

ミャンマー連邦共和国

法制度調査報告書

森・濱田松本法律事務所

ミャンマー法制度調査プロジェクトチーム

森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

はじめに

近時、ミャンマーが世界的に投資対象国として注目を集めている。その一方で、イギリスの植民地、社会主義政権、軍事政権を経て今日に至ったミャンマーの法制度は、依然として混沌とした部分を有しており、発展の過程にある。

ミャンマーの法制度の基本は、ミャンマーが植民地であった時代の英国法である。しかも、ミャンマーは、英領インドの一部であったことから、英国法の影響を受けたインド法の影響を受けているという特徴がある。現在でも、1841年から1954年にかけて主としてイギリス統治下で制定された法律を収めた「ビルマ法典」（全13巻）の相当部分が主要な法源として通用している。王国時代から受け継がれてきたミャンマー固有の慣習法も存在する。

また、社会主義政権時代には、社会主義式の様々な行政命令等が発出されたが、この時代の立法は現在ではあまり適用されていないといわれている。その後の軍事政権時代にも行政命令等の形式による立法は継続され、その情報が公開されていないので、現時点で有効な法令の内容を正確に知ることが困難な場合が多々ある。

このようにミャンマーの法制度は複雑な経緯を辿りつつも主に英国法の影響を受けてはいるが、現在のミャンマーの法制度がコモン・ロー（判例法）かという点、必ずしもそうではない。ミャンマーの裁判所は、法創造の機能を有さず、あくまで成文法の解釈を行うものと位置付けられている。他方で、不法行為法分野などでは、成文化された実体法が存在しないにもかかわらず、裁判所において一定の救済が与えられているという現実も存在する。これをミャンマーの現在の法秩序の中でどう整合的に説明するかという問題はさておき、現象面の観察としては、ミャンマーの法制度は、法的概念や法令そのものについて英国法の影響を受けたシビル・ロー（成文法）を基本としながらも、部分的にコモン・ロー（判例法）の要素も有するという比較法的にも大変興味深いものとなっている。

法制度の発展段階という点からみた場合、現在でも通用しているビルマ法典の中には、会社法（The Myanmar Companies Act, 1914）などの基本法が多く含まれているが、いずれも現在の諸外国の法令の水準からすれば、かなり古い内容のままとなっている。また、知的財産権に関する法令が1914年に制定された著作権法（The Burma Copyright Act, 1914）しか存在しない等、現代社会において不可欠な法令の整備がそもそも行われていない分野も存在する。そのため、近時の対外開放政策に伴い大規模な法令改正が続くことが予想されるという状況にある。

本報告書は、このような背景及び現状を踏まえて、ミャンマーの2013年1月時点の法制度について、以下に掲げたとおり、主に民事基本法分野に焦点を当てて、調査を行った結果を報告するものである。

- 1 会社法
- 2 債権法
- 3 労働法

- 4 物権法
- 5 民事訴訟・仲裁法
- 6 外国投資法制

ミャンマーにおいては、成文法として存在している法令そのものを入手することが困難であることに加えて、法令の解釈、実務の状況及び判例・裁判例に関する文献がほとんど存在しないという事情があるため、本調査においては、この点を補うために、ミャンマーの法律家からの聞き取りや書面回答による調査協力を広く得た¹。これによって得られた法令の解釈や実務に関する情報も可能な限り、本報告書に盛り込んでいる。もともと、このような事情から、調査の情報源は限定的にならざるをえず、また、ミャンマーにおける法令及び実務は日々変化しているため、実際にミャンマーの法令を利用する際には、都度ミャンマーの最新事情を別途確認する必要があることにはご留意いただきたい。

本調査は、法務省法務総合研究所国際協力部からの委託を受けて実施したものである。同部前教官（現大阪地方裁判所裁判官）の松川充康氏、同部教官の國井弘樹氏には、ミャンマーにおける文献の収集、関係省庁及び法律家との面談のアレンジなどにおいて、多大なるご協力をいただいた。

また、弊事務所においては、20名を超える弁護士がミャンマー法制度調査プロジェクトチームを組成し、本報告書の作成を担当した。弊事務所所属のミャンマー法律家 Thit Thit Aung も対象分野の全般にわたって関与した。

本報告書の作成にご協力下さったすべての方に深く感謝申し上げますとともに、本報告書が今後のミャンマーの法制度の発展とミャンマーと日本の絆の深まりに少しでも寄与することを心より願っている。

2013年3月8日

ミャンマー法制度調査プロジェクトチームを代表して

森・濱田松本法律事務所シンガポールオフィス
共同代表パートナー弁護士 武川 丈士
同 小松 岳志

¹ 本調査に協力いただいた団体名（アルファベット順）は、以下のとおりである。ここに深く感謝申し上げます。

Jeff Leong Poon & Wong 及び JLPW Legal Services (Myanmar) Co Ltd
Kelvin Chia Yangon Ltd
Myanmar Legal Services Limited
ZICOLaw Myanmar

【目次】

はじめに

第1部	ミャンマーの会社法.....	6
第2部	ミャンマーの債権法.....	69
第3部	ミャンマーの労働法.....	117
第4部	ミャンマーの物権法.....	159
第5部	ミャンマーの民事訴訟法・仲裁法.....	183
第6部	ミャンマーの外国投資法制.....	219

【調査担当者一覧】

部	テーマ	調査担当者
第1部	会社法	小松 岳志 戸嶋 浩二 二見 英知 峯岸 健太郎 梅津 英明 文堂 友寛 中野 玲也
第2部	債権法	青山 大樹 氷上 将一 松田 悠希
第3部	労働法	荒井 太一 大野 志保 長谷川 慧 亀田 康次 上田 雅大 金山 貴昭 北山 昇 坂東 直朗
第4部	物権法	石川 直樹 佐伯 優仁 中島 悠助 田中 亜樹 青山 正幸
第5部	民事訴訟法・仲裁法	眞鍋 佳奈 荒井 太一 横倉 雄一郎 大野 志保 森田 茉莉子 上田 雅大 石田 涉 北山 昇
第6部	外国投資法制	石本 茂彦 武川 丈士 渥美 雅之